

平成 17 年 4 月 22 日
医療計画の見直し等に関する検討会
委員 古橋 美智子
(日本看護協会 副会長)

医療計画の見直し等に関する意見について

1. 国民（住民・患者）に分かりやすい保健医療提供体制の実現について

- 1) 都道府県が日常医療圏に必要な医療資源を把握し、主要な疾病ごとの診療ネットワークを構築することがこれまで検討されてきている。しかしながら、検討会資料の「日常医療圏の診療ネットワークのイメージ」の図のなかで、かかりつけ医、診療所が前面に出されているが、日常医療圏の医療機関の役割等の実態、地域性を踏まえた計画とすること。特にかかりつけ医については、国民にその実像がわかるような概念規定や要件を明確にすること。
- 2) 日常医療圏の医療提供にとどまらず、疾病予防、重症化予防、疾患管理、介護予防、家族のレスパイトなどの観点から、地域保健、福祉等との連携も含めて総合的な医療計画とすること。日常医療圏の定義・概念については、地域保健、障害者福祉、介護保険等を含めて、制度横断的に共有化を図り、制度間の整合性、連携を図ることができるものとする。
- 3) 関係機関の連携、チーム医療の観点から、介護施設、訪問看護ステーション、保健所、市町村保健センター、助産所、薬局等の連携がネットワークのイメージ図のなかに描かれ、これらの存在が明示されること。さらに、患者会や老人クラブ等、地域住民の主体的活動およびネットワークも計画のなかで位置づけることが検討され、患者参加の視点からも関連図が構成されること。

また、医療法に謳われている医療提供の理念（法第1条の2）からも、医療の担い手は、医師・歯科医師・薬剤師・看護師・その他の職種であり、その連携の姿が、国民に分かるようにすること。

- 4) 国民にわかりやすい医療提供体制の構築を前提とし、病院と診療所の役割・機能などの実態を踏まえて、診療所の構造設備等の基準を明確にすること。また、有床診療所における医療内容・医療技術の適正な評価、夜間看護体制、看護技術の評価を行った上で、これを診療報酬に反映させると共に、安心・安全な医療・看護の提供のために適切な人員配置について見直しを検討すること。

2. 質が高く効率的で検証可能な保健医療提供体制の構築

- 数値目標の設定及び数値目標を達成するための活動計画としての医療計画の立案等に当たっては、人材の養成確保、医療安全対策等も含め可能な限り、きめ細やかな計画とするとともに、事業評価等に当たっては、医療関係者のみならず患者会等の住民参加の検討のもとで行うこと。

3. 都道府県が自主性・裁量性を発揮することによる地域に適した保健医療提供体制の確立

- 日常医療圏における医療機能の把握や各医療機関の医療機能の内容に関する住民への情報提供など医療計画の作成・実施に当たっての都道府県の役割を強化する際に、地域住民、患者団体のニーズを的確に把握するための方策を検討するとともに、保険者協議会等との連携を進めること。

以 上